

子どもの性被害の状況の公表と検証について

県民文化部次世代サポート課

「長野県子どもを性被害から守るための条例」の規制項目が平成 28 年 11 月 1 日から施行となることを踏まえ、子どもの性被害の状況及び条例の運用状況等を適切に県民と共有していくことが必要であることから、今後、次のように公表と検証を行っていく。

1 子どもの性被害の状況の公表

○ 公表内容

個人のプライバシーに配慮し、被害者等が特定されないように配慮して次の事案の概要を公表

1 逮捕等の事案

① 長野県警察が逮捕した事案

② 逮捕には至らない、子どもに対する性行為等事案

2 児童相談所、長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」の相談状況

○ 公表方法

原則年 1 回プレスリリースやホームページで公表

2 第三者による条例の運用状況の検証

○ 「長野県子ども支援委員会」での検証

人権侵害への対応の観点で、個別事案を詳細に検証（非公開）

○ 「長野県青少年問題協議会」での検証

条例の運用や施策の充実の面から検証（公開）

参考：子ども支援委員会及び青少年問題協議会について

長野県子ども支援委員会	長野県青少年問題協議会
☆目的 子どもに対する人権侵害に関する調査審議	☆目的 青少年の育成・保護等施策に関する調査審議
☆委員構成 児童精神科医、弁護士、臨床心理士等 5名	☆委員構成 大学教授、NPO、青少年育成団体、中・高校長等 15名
☆設置根拠 長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例第 19 条の規定により設置	☆設置根拠 地方青少年問題協議会法第 1 条の規定により設置